

表 1 福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金対象サービス

所管	サービス区分	交付率	補助額	補助率
厚生労働省	居宅介護	12.7%	第 4 条に定める算定方法により算出した額	10/10
	重度訪問介護	12.7%		
	同行援護	12.7%		
	行動援護	12.7%		
	重度障害者等包括支援	12.7%		
	生活介護	7.2%		
	施設入所支援	13.6%		
	短期入所	13.6%		
	療養介護	13.6%		
	自立訓練（機能訓練）	7.9%		
	自立訓練（生活訓練）	7.9%		
	就労移行支援	5.5%		
	就労継続支援 A 型	5.5%		
	就労継続支援 B 型	5.5%		
	就労定着支援	5.5%		
	自立生活援助	5.5%		
	共同生活援助（介護サービス包括型）	9.4%		
共同生活援助（日中サービス支援型）	9.4%			
共同生活援助（外部サービス利用型）	9.4%			
子ども家庭庁	児童発達支援	9.6%		
	医療型児童発達支援	9.6%		
	放課後等デイサービス	9.6%		
	居宅訪問型児童発達支援	9.6%		
	保育所等訪問支援	9.6%		
	福祉型障害児入所施設	16.6%		
	医療型障害児入所施設	16.6%		

注1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表 2 福祉・介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

所管	サービス区分	交付率
厚生労働省	計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%
子ども家庭庁	障害児相談支援	0%